



2017.7.31

コチ コンサルティング

本年は中国24節季のうち最も暑い日“大暑”が7月22日、次の節季である立秋は8月7日です。上海市では本年7月1日～29日に最高気温が35度を越えた日が22日あったとのこと。本号ではしばらく続きそうな夏季高温に対する留意点と併せて、各地で公表され始めた2017年昇給ガイドライン・各地の最低賃金の引上状況から2017年上半年期の賃金動向をご報告致します。



HR Café

更新 ①社保・住宅積立関連（北京、広州、大連、南京） [社保リンク](#) [住宅積立リンク](#)
②非正常出勤時の高温手当支給（Q&A） <http://cochicon.com/2118.html>

【セミナーご案内】 * 詳細は別添ご参照

8月15日(火)工会（労働組合）設立と運営の実務 【対象】 会員企業様人事担当者 【言語】 中国語

* “工会” 専門家をお招きし指導頂きます。中国人事スタッフ様の育成にご活用下さい。

お問合せ： info-china@cochicon.com

8月24日(木)人事労務コンプライアンス《労務管理検証》 【対象】 経営層 【言語】 日本語

* 詳細は別添参照

内容 【人事・労務情報】

- 夏季高温時の労務管理の留意点
- 2017年上半年期賃金動向

人事・労務情報

■ 夏季高温時の労務管理の留意点

夏季高温時の労働管理について、国家規程《防暑降温措置管理便法》（2012.6.29）では下記の労働制限が規定されています。

上海市《気象災害預警信号発布伝播方法》の高温赤色警報時は一般労働者は業務停止ではありません。

国家規程気象条件	労働制限	上海市気象災害警告気象条件
①最高気温が40度以上の日	室外露天作業の中止	I 級（特別嚴重） = 赤色警報 24時間以内に最高気温40度以上となる場合。
②最高気温が37度以上40度未満の日	当日の室外露天作業時間を6時間以下とする。 最高気温時間帯3時間は室外露天作業を設定してはならない。	II 級（嚴重） = 橙色警報 24時間以内に最高気温37度以上となる場合
③最高気温が35度以上37度未満の日	交替勤務等により労働者の連続作業時間を短縮する。 室外露天作業者に残業を設定してはならない。	III 級（比較的重い） = 黄色警報 24時間以内に最高気温35度以上となる場合。

* 高温措置による業務停止による業務時間短縮時には賃金控除を行ってはいけません。

* 各地の高温手当：<http://cochicon.com/311.html>

労務管理の留意点

- ① 国家法規ならびに地域条例に基づく室外露天作業労働管理
- ② 高温天気作業労働者（室外露天ならびに作業場の温度を33度以下に保てない職場の労働者）に健康診断を実施するなどし、心臓、肺、脳血管等の疾病があり高温作業に適さない労働者へは配置転換を実施する。
妊娠中の女性は高温天気作業に従事させてはならない。
- ③ 高温手当は現金支給しなければならず、清涼飲料等の現物支給に替えてはならない。
- ④ 職業性熱中症は職業病診断専門医療機関により職業性熱中症と診断された場合のみ労災対象となる。労災が危惧される場合は専門機関の診断書が必要。

NAVI 各地の地方政府や地域総工会（地域統括労働組合）は今夏の高温に際し、労働保護・防暑降温対策に関する通達を行っています。

上海市では、市総工会が、労働者の安全で健康な夏季業務通達を行っています。

工会向けには下記5項目を1回ずつ実施することを指導しています。

- ・教育訓練の強化
- ・危険要因の徹底調査
- ・応急対策演習実施/救急技能向上
- ・労働者健康診断実施
- ・高温清涼飲料配布慰問

経営幹部向けには職場慰問、労働者の要望ヒアリングと積極対応を要請しています。

地域工会、地域政府指導を認識した管理を行っていない場合、不可抗力の事故発生時等に管理義務怠慢とされることがある点も留意点です。

■ 2017年上半期賃金動向

各地で2017年の昇給ガイドラインの公表が始まっています。各地域とも概ねガイドラインの上昇率は2016年を下回っています（下表赤字部分のみ昨年比上昇）。下表は現在まで公表6都市のうち5地域の状況です（安徽省を除く）。昇給ガイドラインは最近では賃金集団交渉の指標としても採用可能とされており、賃金改定の重要指標と言えます。昇給ガイドライン：<http://cochicon.com/269.html>

【各地の昇給ガイドラインー2017改定公表】

省・市名	2017年			2016年			2015年		
	基準	上限	下限	基準	上限	下限	基準	上限	下限
北京	8.5%	14.0%	4.0%	9.0%	15.0%	4.0%	10.50%	16%	3.50%
天津	9.0%	14.0%	3.0%	9.0%	16.0%	3.0%	10%	18%	3%
山東省	7.5%	12.0%	3.0%	8.0%	13.0%	3.0%	10%	18%	4%
山西省	8.0%	12.0%	4.0%	7.0%	11.0%	4.0%	10%	18%	4%
内蒙古	8.0%	12.0%	2.0%	8.5%	13.5%	4.0%	10.10%	14.50%	3%

【最低賃金改定状況】

年	最低賃金改定地区数	平均最低賃金引上げ率
2017上半期	11	10.8%
2016	9	10.7%
2015	27	14.0%
2014	19	14.1%
2013	27	17.0%
2012	25	20.2%
2011	24	22.0%

2017年上半期の最低賃金改定地域は前年通年が9地区でしたが、半年で11地区が改定（＝引上げ）しました。

大都市では5%前後の上昇率まで圧縮されましたが、最低賃金改定地域の全国平均は10.8%と昨年と同水準でした。昨年未改定地域が多いことから、2年ぶりの改定とみた場合は、上昇率の低減は明白です。

年	上海		北京		深圳	
2015	2,020	11.00%	1,720	10.30%	2,030	12.30%
2016	2,190	8.40%	1,890	9.88%		0%
2017	2,300	5.02%	2,000	5.82%	2,130	4.93%

NAVI 現在進行中の第13次5カ年計画では2020年までに労働者の賃金を2010年の倍にすることが目標として掲げられていますが、昇給ガイドラインの上昇率の縮小、最低賃金上昇率の縮小から、政策による賃金上昇率の抑制施策が明確であると言えます。第13次5カ年計画では、生産性向上と同調した賃金上昇も目標としており、企業コスト負担低減、生産性向上を図る施策と思われます。